

下松地政第5号

令和8年1月19日

下松市自治会連合会
会長 田中 豊 様

下松市長 國井 益雄



要望書について（回答）

令和7年11月26日付けで要望のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1. 生活環境について

（1）空き家対策について

【回答】

空き家は、所有者の責任において適切に管理すべきものでありますが、周辺の生活環境に一定程度以上の影響を与えているものにつきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、引き続き、市から所有者等に対して、適切な管理を依頼してまいります。また、危険な空き家の除却に対する補助や、遠方に居住する所有者に空き家の状況を報告する「空家巡回サービス」等を継続し、地域の居住環境の保全を図ってまいります。

（2）獣害等対策について

【回答】

近年、イノシシやサルなどの野生鳥獣が市街地に出没する事案が頻発しており、全国的にも問題になっているところであります。本市におきましても、令和7年4月中旬頃から11月中旬にかけ、市街地でのサルの目撃情報が多数寄せられました。

本市といたしましては、このような目撃情報が寄せられた際は、県や警察、市猟友会とも連携し、現地確認やパトロールを行っております。併せて、メール等を活用し、市民ならびに学校等への情報提供や注意喚起も行っているところであります。今後も、引き続き、各関係機関と連携の上、鳥獣被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

また、野犬につきましては、所管する県と連携・協力して、市民の皆様のご協力も得ながら、捕獲・保護に努めているところでありますが、引き続き、野犬の減少に向けて、粘り強く対応してまいります。野犬・野良猫が増える原因は、飼い主の無責任な遺棄や、むやみなエサやりが大きな要因として考えられますので、市広報や市ホームページ等を通じて終生飼養やマナーアップについての周知啓発やパトロールの実施を継続してまいりたいと考えております。

(3) 防災用定点カメラについて

【回答】

市内には、県が指定する二級河川が7河川、市が指定する準用河川が8河川のほか、これらの指定を受けていない河川が多く流れております。

二級河川のうち切戸川、平田川、末武川につきましては、山口県土木防災情報システムにおいて、防災用定点カメラ（河川監視カメラ）が一般公開されているほか、令和5年8月にはKビジョン株式会社の協力により、「くだまつ河川カメラ」を設置・公開したところであります。

現在、新たに河川監視カメラを設置する予定はありませんが、今後、設置を検討していく場合は、洪水の影響がより大きいと想定される二級河川への設置から検討することになると考えております。

なお、本市では、自主防災組織の育成・支援を目的に、5万円を上限として、防災資機材購入費の3分の2の額を補助する事業を実施しておりますので、当該事業の活用についてご検討いただきますようお願いいたします。

また、安全安心のまちづくりの観点から、現在、市内には39箇所の防犯カメラを設置しております。これらの設置場所につきましては、市全体の状況を鑑みて、下松警察署・下松市防犯対策協議会・下松市の3者で協議の上、設置をしており、今後も適切に管理運用をしてまいります。

2. 都市建設について

(1) 河川の水位管理について

【回答】

水位周知河川（切戸川、平田川及び末武川）において、氾濫危険水位を超過した際は、情報を収集するため、市職員が市役所に待機する体制をとっており、大雨警報等の気象状況に応じて参集人員を増員するなど必要な体制をとっているところであります。その中で、水位変化などの状況確認につきましては、既設の水位計や監視カメラにおいて、随時、確認することを基本とし、増水中の河川パトロールにつきましては、パトロール職員の安全確保に配慮した上で、必要に応じて行っているところであります。

また、本市では、防災ラジオの導入や、くだまつメールの登録促進、自動音声案内による電話応答装置の周知など、防災情報伝達手段の多様化を進め、令和6年3月からは、「下松市 LINE 公式アカウント」の運用を開始し、同様の防災情報の受け取りを可能としたところであります。さらに、市ホームページでは、河川監視カメラ、水位計や雨量計などを確認することが可能となっており、道路情報、公共交通情報、ライフライン情報、気象情報などのリンク先もまとめて掲載しております。

これらの様々なツールを活用することは、市民の皆様の主体的な避難行動を支援する上で、非常に有効であると認識しておりますので、引き続き、市広報や防災講座等のあらゆる機会を通じて、積極的な周知啓発に努めてまいります。

(2) 切戸川および小野川の河川敷整備について

【回答】

切戸川につきましては、毎年、河川管理者である県に対して、中洲を取り除く浚渫工事を要請しており、順次対応しているところであります。市が管理する小野川につきましては、適宜、対応しているところでありますが、今後も継続して浚渫等の実施を進めてまいりたいと考えております。

(3) 市道城山通りについて

【回答】

現地確認を実施したところ、ご指摘の箇所は側溝上部が未整備であり、草の繁茂によって、側溝との境界が分かりにくい状況となっていることが確認されました。このため、防草対策として路肩への張りコンクリートの設置を検討するとともに、安全対策として側溝への転落防護柵の設置についても整備を進めてまいりたいと考えております。

(4) 雨水排水対策について

【回答】

末武地区につきましては、これまで庁内で浸水対策検討委員会を組織し、取水堰の改良や維持管理、竹屋川4号幹線および第2ポンプ場の整備など、浸水被害の軽減に向けた対策を着実に進めてまいりました。これらの取組により、豪雨時に溢水頻度の高かった横川において負荷の軽減が図られ、一定の浸水被害の緩和効果が得られているものと認識しております。

一方で、地域の一部では依然として冠水や宅地への浸水が見られ、地元自治会からも水路の蓋掛けや道路冠水対策に関する要望をいただいております。この要望につきましては、来年度から要望箇所の蓋掛け工事に着手できるよう予算化を進めており、予算の見通しが立ち次第、順次対応してまいります。

また、浸水対策の根幹となる竹屋川2号幹線の整備につきましては、既設道路への布設が用地確保や施工条件の面から困難であることから、都市計画道路大海線への布設が最も効率的であると判断しております。しかしながら、街路事業の進捗との整合を図る必要があるなど課題もあることから、現時点では着手に至っておらず、引き続き、検討を進めてまいりたいと考えております。

今後も、ハード・ソフト両面から総合的な雨水排水対策を推進することにより、地域の安全・安心の確保に努めてまいります。

(5) ガードパイプの設置について

【回答】

ヤマダデンキテックランド周南店西側の平田川沿いの左岸道路につきましては、市においても定期的に草刈等の維持管理を実施しております。当該区間は幅員が狭く、自動車の通行を前提とした道路ではなく、また通学路に指定されていないことから、舗装整備を行うことは現実的に難しい状況であります。今後につきましても、歩行に支障が生じないように、引き続き、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

平田橋以南の右・左岸の道路につきましては、幅員が狭く、場所によっては転落の危険性があることは把握しておりますが、一部の区間で車両の出入りがあるため、防護柵を設置すると通行スペースの確保が困難となり、かえって利用者に圧迫感や危険を生じさせる可能性があります。このため、防護柵等の常設構造物の設置は難しいと考えておりますが、代替措置として、注意喚起のための路肩注意ポールを設置し、歩行者・自転車の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

(6) 米泉湖公園の整備について

【回答】

末武川ダム公園（米泉湖公園）は、ダムの景観とともに、春は桜、秋は紅葉が楽しめるなど、緑豊かな憩いの場として多くの方に親しまれ、四季折々に楽しむことができる公園であります。

同公園は、県の施設になりますが、市が維持管理を行っており、ご指摘の駐車場内の区画線は、令和7年10月下旬に県工事の関連で、整備されたところであります。

引き続き、安全・安心・快適に利用できる公園となるよう、県と連携しながら、適正な維持管理に努めてまいります。

3. 市民協働について

(1) 協働によるまちづくりについて

【回答】

自治会は、安全安心で住みよい地域づくりの基盤となるコミュニティ組織として、環境美化など地域の課題に対する重要な役割を担っており、協働によるまちづくりにおいて、なくてはならない存在であると考えております。

ご要望いただきました公園の関係につきましては、面積に応じて除草・清掃作業を自治会や団体・愛好会に委託または地元自治会に管理をお願いしているところでありますが、このうち地元自治会に管理をお願いしている公園につきましては、除草剤の提供を行うなど、負担軽減に取り組んでいるところであります。引き続き、公園の維持管理へのご理解、ご協力をお願いするとともに、自治会の負担軽減となる手法について検討してまいります。

道路法面の草刈りにつきましては、交通量の多い幹線道路等では、市の委託業者が実施しておりますが、全ての路線で実施することは現実的に困難でありますので、可能な範囲で地元自治会の皆様のご協力をお願いいたします。

また、市では、現在、通学路を中心に防草対策として、張りコンクリートや防草シートの設置を進めており、草刈り箇所の縮減に努めているところでありますが、除草器具の貸し出しにつきましては、作業者の怪我や飛び石防止の観点から、草刈り機の貸し出しは行っておらず、鎌等の貸し出しに限定しております。

なお、自治会等が行う清掃活動で排出・収集された草木やごみにつきましては、市で回収いたしますので、ご連絡いただきますようお願いいたします。

ます。併せて、助成金の交付等を通じて、市内一斉ごみゼロ運動や河川清掃に取り組まれる下松市快適環境づくり推進協議会をはじめ、切戸川を愛する会、平田川を愛する会、末武川を愛する会の活動を支援してまいります。

今後につきましても、各自治会の持続的な運営と組織の活性化に向け、市政推進のパートナーである貴会とのさらなる連携を図りながら、効果的な支援の充実に努め、よりよい協働の在り方について検討してまいりたいと考えております。